

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案要綱

第一 目的の改正

被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給制度の拡充に伴い、法律の目的を、「自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援すること」に改めるものとする。 （第一条関係）

第二 被災世帯の範囲の見直し

被災世帯とは、政令で定める自然災害により、その居住する住宅が全壊した世帯（これと同等の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるものを含む。以下「全壊世帯」という。）又は半壊した世帯（第二の括弧書の政令で定めるものを除く。以下「半壊世帯」という。）をいうものとする。 （第二条関係）

第三 支援金の支給要件及び支給限度額の見直し

一 支援金は、被災世帯となった世帯（当該世帯に属する者の内閣府令で定めるところにより算定した収

入の合計額が八百万円以下であるものに限る。)の世帯主に対して支給するものとする。

(第三条関係)

二 支援金の支給限度額は、次の 1 から 3 までに掲げる被災世帯の区分に応じ、1 から 3 までに掲げる額とするものとする。

(第三条関係)

1 全壊世帯 五百万円

2 半壊世帯のうち政令で定める大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯 二百万円

3 半壊世帯のうち 2 に掲げる世帯以外の世帯 百万円

第四 支援金の支給対象となる経費の法定

支援金の支給対象となる経費として、「当該世帯の居住する住宅の建築費、購入費又は補修費」を法定するものとする。

(第三条関係)

第五 国の補助の拡充

支援金の支給に要する経費に対する国の補助の割合を、「二分の一」から「三分の二」に引き上げるも

のとすること。

(第十八条関係)

第六 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの
とすること。
- 二 この法律による支援金の支給制度の拡充措置は、平成十六年四月一日以後に生じた自然災害に係る支
援金の支給について適用するものとする。
- 三 二にかかわらず、平成十二年の三宅島噴火災害により被災世帯となった世帯のうち、三宅島において
生活を再建する者等に係る世帯の世帯主に対する支援金の支給についても、この法律による支援金の支
給制度の拡充措置を適用するものとする。
- 四 その他所要の規定の整備を行うものとする。